

函館市男女共同参画推進条例の構成

【目的】(第1条)

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

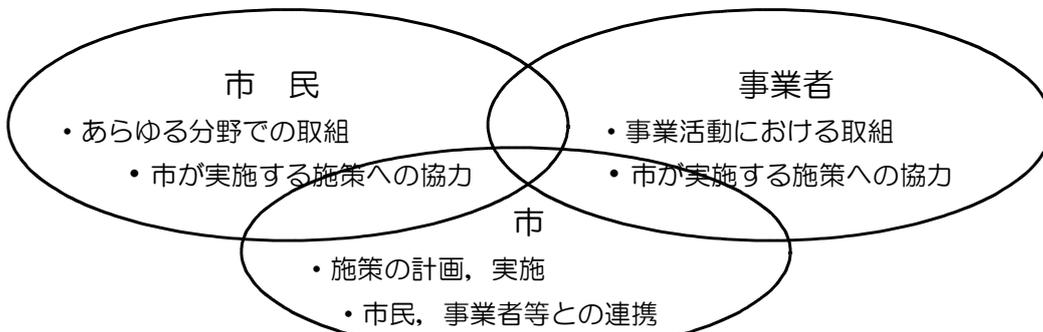
【基本理念】(第3条)

男女共同参画の推進に当たり、6つの基本理念を定めます。

- 男女の人権の尊重
- 家庭生活とその他の活動との両立
- 社会における制度または慣行についての配慮
- 性に関する理解と尊重
- 政策等の立案、決定への共同参画
- 国際社会の動向への留意

【責務】(第4条～第6条)

市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、連携・協力して取り組む必要があります。



【市の基本的施策】

市は、次の基本的施策に取り組みます。

- 1 基本計画の策定(第8条)
- 2 施策の策定に当たっての配慮(第9条)
- 3 附属機関等における男女共同参画の推進(第10条)
- 4 情報の提供等(第11条)
- 5 調査研究(第12条)
- 6 実施状況等の公表(第13条)
- 7 教育の推進(第14条)

性別による権利侵害の禁止(第7条)

何人も、社会のあらゆる分野において以下の行為を行ってはならない。

- ・性別による差別的取扱い
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ドメスティック・バイオレンス

男女共同参画苦情処理委員(第15条～第18条)

男女共同参画を阻害するような苦情等の処理を行うため、男女共同参画苦情処理委員を置きます。

【男女共同参画審議会】(第19条～第23条)

附属機関として、学識経験者や公募の市民等からなる函館市男女共同参画審議会を設置し、基本計画の策定等について調査審議します。

【男女共同参画社会の実現】

豊かで活力のある地域社会の形成